

2013年 4月 5日

名児耶 様 杉浦先生

ファクシミリを送らせて頂きました
この用紙を含め 計(3)枚です

日本共産党参議院議員

(担当)

さとし

井上哲士国会事務所

山口

いつもお世話になります。

改めて国会質疑で取り上げさせて頂きましたのでご報告いたします。

しんぶん 赤 旗

13 4 - 5

成年後見人問題

選挙権喪失 法改正を

井上議員「参院選まで」と迫る



質問する井上哲士議員4日、参院倫理選挙特別委

日本共産党の井上哲士議員は4日の参院倫理選挙特別委員会で、成年後見人をつけると選挙権を失う公職選挙法について、夏の参院選に間に合う法改正を求めました。

選挙権喪失を「違憲で無効」とした東京地裁判決について、国は控訴。井上氏は、原告の名児耶匠(なごや・

たくみ)さんの父、清吉さんの「私にはもう時間が無い。娘との約束を果たせなくなる」との怒りの声を紹介し、「参院選挙で投票できるよう公職選挙法改正が必要との認識か」とただしました。新藤義孝総務相は「個人的には共感できる」とのべつつも「どのような検討が必要か、国会で議論していく」と答えました。

井上氏は、総務省が成年被後見人の判断能力に応じて個別に選挙権を認めることなどを検討している動きに言及し、「検討には長い時間必要で、事実上不可能だ」とただし、新藤氏は「難しい問題だ」と認めました。井上氏は「公選法を改正して権利をまず回復すべきだ」と主張。新藤氏は「各党間の検討で方針が示されたら速やかに対処したい」と答弁しました。井上氏は「参院選に間に合うよう公選法を改正することを各党によびかける」とのべました。

平成25年4月4日 倫理選挙

【未定稿】

見た人たちは、僕は大臣の選挙区だったら、私はこれに、大臣の意見に賛成します。一票入れます。でも、入れた方がいいが、大臣になったら何だか全然違うことになっている。結局、こういったことが不信任感に募っちゃっている。

これは大臣だけじゃなくて、与野党を問わず、同じようなことを考え、本人のこと、伝えること、制度のこと、いろんなことがありますが、そういったことを含めて、これから民主主義の根幹を考えていかせていただければ有り難いと思いますので、よろしくお願いします。

これにて終わります。(発言する者あり)

○委員長(轟木利治君) 時間来ていますので、もう。

○佐藤公治君 じゃ、どうぞ、済みません、お願いします。

○国務大臣(新藤義孝君) 是非次の機会にお時間を確保していただいて、お話しさせていただきたいと思います。

私の週刊新藤をよく読んでいただければ、触れたいところがあることと今の私の行動に全くの矛盾はございません。私は、もとよりこういった貿易の關係について自分の考えがあり、その時点においての態度を表明してまいりました。

それから、是非これ皆さんで考えなきゃいけないのは、この無効票の中で最大は白票が五割あるということなんです。これは自分の意思で白票しているわけでありまして。ここを何と取るかというのは、これは政治家全員が重く受け止めなければいけないことではないかと思えます。

いずれにしても、しっかりと権利を皆さんで行使していただけるように、これ不断の取組を続けていきたいと、このように思っています。

○佐藤公治君 ありがとうございます。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

まず、成年被後見人の選挙権喪失裁判に関してお聞きいたします。

政府は混乱が起きるということを理由に控訴されました。大変遺憾であります。親子三人でいつも投票に行っていたお父さん、原告のお父さんは、私にはもう時間がないと、娘との約束を果たせなくなるという怒りの会見をされておりました。

ただ、一方、総務大臣は、その原告の女性の投票したいという思いは共有できるということをおっしゃっています。そして、全国の同じような権利をお持ちの方を含めてしっかりと整理をすることが重要だという答弁もされております。つまり、原告も含め、全国の同様の皆さんがやはりこの夏の参議院選挙で投票できるようにする、そういう法改正は必要だという、こういう認識でよろしいでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) 私は、本来国民として与えられた権利、選挙権を行使することは、これは誰もが持っているものであります。しかし、その中でこのような制限を加えられるという制度、これ立法の合理性があつて行われたものだと。しかし、それについて疑義が生じているということとありますから、これについては是非とも国会内で各議員がしっかりと、また各政党間の御議論をしていただきたいと思います。

そして、個人的な思いは、まさに今委員がおっしゃったとおりでありまして、共感できる場所がございます。しかし、そのことと今回のこの原告の方が得られるのは国政選挙についてのみの選挙権であります。それから、原告以外の約十三万人いらっしゃる、その中でまたそのようなお気持ちを、お持ちの方、どのぐらいいるか分かりませんが、そういう方たちについての何らこの変更は行われたいわけでありまして。ですから、選挙の、民主主義の根幹となるこの選挙制度についてどのような検討が必要なのか、これはまず国会で議論いただかなければならないと。しかし一方で、その議論が行われるまでの間の法的空白が起きてはならないということがまず一つあります。法的な安定性を保つということも重要であるということとあります。

さらには、現場の混乱を招いて、自らが、まだ

平成25年4月4日 倫理選挙

【未定稿】

得てはいないわけであり、またそれが得られるかどうか分からない状態の方々が、今度は私も選挙ができるのではないか、私に選挙をさせてほしい。四月だけでたしか百九十三か所、地方選挙の任期が来るわけであり。

ですから、そういった何ら整理がされていない中で、現地における無用な混乱や、それから高齢者の方々やそういう方々に混乱が起きること、これを避けるためにも、まず私どもは手続としてこれを、この控訴をしたわけでありまして、それはそれできちんと責任を果たしながら、この根幹であるものは、要するに、財産権の保護である成年後見制度とそれから選挙権の調整をどうするか、これはまさに国会できちんと議論をしていただかなければいけないと、こういう考えで申し上げているところであります。

○井上哲士君 いろいろ言われましたが、全国同様の方にも認められるべきだという思いはおありなんだと思うんですね。

一方、今、国会での議論ということ言われましたが、この公選法の改正について、総務省や与党内の検討で、選挙権を認める人の対象をどう定めるかが焦点になるといふ報道もありますし、判断能力に応じて個別に選挙権を認める基準や手続を検討するといふ動きもあるようであります。

ただ、裁判の中で総務省自身が、この成年後見

制度を選挙権制限に使う理由として、選挙の都度選挙権の適切な行使が可能であるか否かの能力を個別に審査する制度を創設することは事実上困難だと、こういうふうな主張してきたわけですね。実際、判決も指摘し、法務大臣も認めておられますが、成年被後見人というのは事理を弁識する能力を欠く者としては位置付けられておりません。むしろ、事理を弁識する能力が一時的にせよ回復する者という位置付けになっておりますから、つまり、そうであれば、投票の都度、そのときに能力を判定するというのが必要になりますから、これは大変な体制も必要になりますし、そもそも投票の能力というものやどうやって判定するのかわという問題も出てまいります。

そうしますと、これの検討に入りますと非常に長い時間だけが掛かって、しかも事実上不可能になるんじゃないかと思うんですね。そうであるならば、私は、まずこの公選法から十一条の一項一号を削除して、まず権利を回復するということをやるべきだと思うんですけれども、その点、いかがでしょうか。

○国務大臣（新藤義孝君） まず、これは、後見となる方については、今おっしゃいましたが、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者ということであり、そういう状況の方に對して選挙権が与えられるか否かということ

が今議論をされているということであり、確かにこれは非常に難しい問題だと思います。難しい問題であるからこそ、これは国会での各党間の議論をいただかなければということをお私たちはお願いをしておりますし、期待をしているわけでありまして、その検討がなされたならば、方針が示されたならば、それは我々は適切に速やかに対処したいと、このように思っています。

ただ一方で、あの東京地裁の判決においては、選挙権を行使するに足る能力を欠く者を選挙から排除するという目的のために成年後見制度を借用せずに、制度を設けて運用することも可能であると、こういう判示も出ております。

ですから、難しいことであると思いますが、そういう点あらゆる点を含めて御検討が各党間の中で、また与党の中で行われるものと思っております。

○井上哲士君 与党も含め各党ともこれは改正が必要だという声を上げておりますので、是非、国会での議論も早めて夏の参議院選挙で投票できるようにしたいと、是非各党にも呼びかけたいと思

います。

法案の関係ですが、この選挙権の行使の言わば土台になるのがこの選挙執行経費であります。

前々回の法改正のときには、それまでの選挙経費で不用額が出ていて国庫に返納していた、その